

## 雇用保険受給者に対する就職支援セミナー業務委託に関する仕様書

### 1 目的

群馬労働局が指定する地域において、雇用保険受給資格者（雇用保険法（昭和 49 年 12 月法律第 116 号）第 15 条第 1 項に規定する受給資格を有する者。（以下「受給資格者」という。）の再就職を実現するため、求職活動の進め方、自己理解、応募書類の作成、面接技法の向上等に係る講義・実習を内容とした就職支援セミナー（以下「セミナー」という。）を専門的なノウハウを有する民間事業者へ委託して実施することにより、これら求職者に必要な知識や技法を習得させ、円滑な求職活動の促進を図り、もってその早期再就職の可能性を高めようとするものである。

### 2 件名

令和 3 年度就職支援セミナーの実施運営に伴う業務 一式

### 3 事業主体

群馬労働局

### 4 委託内容

- (1) 講師の手配（講師謝金及び旅費を含む）
- (2) 会場の確保（会場使用料を含む）
- (3) セミナー内容の構成及びテキスト作成
- (4) セミナー周知用リーフレット及びポスターの作成と各安定所への配布（作成費用を含む）
- (5) セミナー当日の運營業務
- (6) セミナーの開催結果報告
- (7) セミナーの実施に必要な新型コロナウイルス感染症感染防止対策に係る業務（対策に必要な費用を含む）
- (8) その他セミナーの企画、運営に係る業務

### 5 具体的な内容

#### (1) 対象者

公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求職登録を行っており、かつ公共職業安定所長が必要と認める者（受給資格者に限る）。

#### (2) 実施対象期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの期間とし、次の地域で開催すること。

##### ア 基本コース

- (ア) 前橋、太田、館林、群馬富岡、藤岡安定所地域  
1 ヶ月に 1 回開催（1 回×12 月×5 地域＝60 回）
- (イ) 高崎、安中、桐生、沼田、渋川、中之条安定所地域  
2 ヶ月に 1 回開催（1 回×6 月×6 地域＝36 回）

##### イ 演習コース

- (ア) 伊勢崎安定所地域  
1 ヶ月に 1 回開催（1 回×12 月×1 地域＝12 回）

(イ) 高崎、安中、桐生、太田、群馬富岡、藤岡、渋川安定所地域

2ヶ月に1回開催(1回×6月×7地域=42回)

### (3) 開催場所

前橋、高崎、桐生、群馬富岡、中之条安定所は、安定所会議室または各安定所の所在する市内の会場とする。

安中、伊勢崎、太田、館林、沼田、藤岡、渋川安定所は、セミナーを受託した事業者(以下「受託者」という。)が用意した、各安定所の所在する市内の会場とする。

ただし、会場については次の条件を満たすようにすること。

ア 交通の利便性が良い施設を検討すること。

イ 公的機関等(国、地方公共団体及びその外部団体、商工会議所等)の施設を優先に検討すること。

ウ 別に示す定員が収容できる会場であること。

エ 冷暖房設備が完備されていること。

オ 都心部又は幹線道路の側にある施設については、防音のための設備が整っていること。

カ セミナー開始の少なくとも30分前までには入室できる施設であること。

キ 暴力団関係施設、特定の宗教団体、政治団体が管理・所有する施設及びその他公的性格を有する本セミナーを円滑に実施するに当たって支障となる事項がある施設でないこと。

### (4) 内容

セミナーは2コース(基本コースと演習コース)で、本人が希望するコースを受講できるものとし、各コースの内容は次のとおりとする。

なお、両コースともセミナー終了後に、受講者からの質問時間及び受講者同士のフリートーキングの時間を設けること。

#### ア 基本コース

当該コースは、受講者に対して労働市場の現状や自分が置かれている状況等を認識させ、就職への動機付けを行うとともに、就職に必要な基本的な事項について理解させることができる内容とする。講師による講義(座学)を中心とするが、抽象的な内容とならないように配慮し、具体的な事例を取り入れるなどして受講者に分かりやすいものとする。

#### (ア) 再就職のための求職活動の進め方

##### a 再就職までの過程

適職選択を目的とした労働市場における自己の位置づけの分析、雇用環境の理解、求職活動方法の基礎知識の獲得、具体的な応募活動といった再就職までの過程について説明すること。

##### b 求職活動の心構え

再就職のための前向きな動機付け、意識の向上等、今後、求職活動を行っていく上で留意すべき点等を提示すること。

##### c 労働市場に関すること。

労働市場圏内における雇用失業情勢の現状(平均的な賃金水準、有効求人倍率

等)、業種、職種毎の採用動向(業種毎の求人動向、求められる人材像等)及び労働市場の状況に係る把握方法等について、具体的に説明すること。

なお、特に雇用失業情勢の現状については、最新の各種指標を用いること。

d 求職活動の方法

安定所をはじめとする、再就職に役立つ機関や様々なツール(失業認定日における窓口相談、ハローワークセミナー、応募書類添削、面接トレーニング等)について説明すること。

(イ) 自己理解に関すること

職務の棚卸しとアピールポイントの探し方などキャリアプランニングにより、求職活動を行うために必要となる自己についての理解を深めること(経歴の棚卸しの意義、長所・短所の発見、成功・失敗体験から)。

(ウ) 求職活動のノウハウに関すること

実際の求人応募を成功させるための履歴書・職務経歴書の書き方や求職活動に失敗する要因とその改善策等具体的な求職活動の方法を教授すること。

a 魅力的な履歴書、職務経歴書作成

履歴書・職務経歴書・添え状・送付用封筒等を作成する上で留意すべき点について説明すること(説明に際しては、説明事項により複数の選択肢があることに留意し、例外を許容しないほどに受講者の行動を強く拘束する決めつけた表現は避けること。)

b 面接での自己アピール

面接時に自己を的確にアピールするための方法について説明すること(面接官が観察する事項、質問する事項等の具体的事例を挙げて説明すること。)

(エ) 質疑応答

個別の質疑応答を実施すること。

(オ) 定員(1回あたり)

a 前橋、高崎、太田、沼田、群馬富岡、藤岡、中之条安定所地域は15人とする。

b 安中、桐生安定所地域は20人とする。

c 館林地域は10人とする。

※ただし、新型コロナウイルス感染防止対策のため、群馬労働局から別途要請する期間については、会場の収容定員の半分程度以内を定員とすること。

(カ) 開催時間

13:30~15:30(受付13:00~)

※講演100分、質疑20分を基本とする。ただし、新型コロナウイルス感染防止対策のため時間短縮の必要がある場合は、群馬労働局及び各安定所との協議により柔軟に対応すること。

イ 演習コース

当該コースは、グループワークやロールプレイといった手法を取り入れることにより、受講者が実際に体験できる内容とし、実習を通して、受講者が自ら気付きながら就職に必要な知識や技法を学ぶことができる内容とする。

なお、受講者に一定の課題を与える場合には、受講者の基本的人権等に配慮し、課題の趣旨が理解できるようにすること。

(ア) 自己理解に関すること

a 自己分析

自分自身の興味、生活上の経験、習得した知識・技能等についてワークシート等を用いて分析させること。

b 職務の棚卸し等

職務上の経験、習得した知識、取得した資格等について、ワークシート等を使用し分析させること。

c 自己理解

自己分析・職務の棚卸しを踏まえ、自己の「やりたいこと」「できること」について、ワークシート等を使用し把握させること。

(イ) 求職活動のノウハウに関すること

実際の求人応募を成功させるための履歴書・職務経歴書の書き方や求職活動に失敗する要因とその改善策等具体的な求職活動の方法を教授すること。

a 魅力的な履歴書、職務経歴書作成

① 作成方法の留意点

履歴書・職務経歴書・添え状・送付用封筒等を作成する上で留意すべき点について説明すること（説明に際しては、説明事項により複数の選択肢があることに留意し、例外を許容しないほどに受講者の行動を強く拘束する決めつけた表現は避けること。）。

② 履歴書の作成

求職者自身に実際に履歴書を作成させること（実習中は講師及びその補助を行うサブ講師が巡回し、個別に指導等も行うこと。）。

③ 職務経歴書の作成

求職者自身に実際に職務経歴書を作成させること（実習中は講師及びサブ講師が巡回し、個別に指導等も行うこと。）。

b 面接での自己アピール

① 面接時に自己を的確にアピールするための方法について説明すること（面接官が観察する事項、質問する事項等の具体的事例を挙げて説明すること。）

② 面接のロールプレイ

全員参加による面接のロールプレイを実施すること（ロールプレイ実施の際には、職務と関わりのない質問、公正採用選考の考え方から逸脱した質問等が行われることのないよう注意すること。）。

(ウ) 職業適性検査等（職業興味検査等）の実施に関すること。

具体的な職業適性検査等（職業興味検査等）を行い、その解説を実施すること。

(エ) 個別添削

作成された履歴書や職務経歴書に対して、講師による個別添削（チェック、アドバイス）を実施すること。

(オ) 質疑応答

個別の質疑応答を実施すること。

(カ) 定員（1回あたり）

a 高崎、太田、渋川安定所地域は15人とする。

- b 安中、桐生安定所地域は20人とする。
- c 伊勢崎、群馬富岡、藤岡安定所地域は10人とする。  
※ただし、新型コロナウイルス感染防止対策のため、群馬労働局から別途要請する期間については、会場の収容定員の半分程度以内を定員とすること。

(キ) 開催時間

13:30～16:30 (受付13:00～)

※講演150分、質疑20分、休憩10分を基本とする。ただし、新型コロナウイルス感染防止対策のため時間短縮の必要がある場合は、群馬労働局及び各安定所との協議により柔軟に対応すること。

6 講師の手配

セミナーを実施するにあたり、その目的を達成するのに十分な実績と能力を兼ね備えた講師として、以下の要件を満たしている者をセミナー毎に1人以上を手配すること。その際、事前に群馬労働局職業安定部職業安定課（以下「職業安定課」という。）の承認を受けなかった者を講師とすることは原則認めないものとする。また、受託期間中に講師の交替を行う場合には1週間前までに職業安定課の承認を受けること。

(1) キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の有資格者又は人事労務管理者等求人者側として採用面接を行った経験等を有し、上記セミナーの内容・目的を的確に達成できると考えられる実務経験者。

(2) 求職活動に関するセミナー講師の経験が3年以上有すること又は、就職支援機関（公的機関以外も含む）における就職支援業務の職務経験が3年以上あること。

なお、セミナーの実施に当たっては、定期的に講師間で講義内容の調整を行うなどにより、各講師による説明内容の隔たりをなくし、説明内容の標準化に努めることとするが、労働局担当者が実際のセミナー実施状況を確認した結果、労働局が求める水準に達していないと認められる場合又は受講者のアンケート調査の中で評判の悪い場合等については、講師を変更するものとし、変更に伴う経費は、受託者が負担するものとする。

(3) セミナーを実施するにあたり、講師以外にセミナーの準備作業、受付業務及び講師補助業務等、セミナーが円滑に運営されるための業務を行う補助者を1人以上手配すること。

なお、補助者については公共サービス業務に適した人材であれば、特に資格、経験を問わないこととするが、事前に職業安定課に職氏名等を登録すること。

7 周知リーフレット等

1ヶ月毎にセミナー周知用リーフレット及びポスターを作成し、各安定所へ開催月の1ヶ月前までに届くよう手配すること。

なお、リーフレットのデザイン等については、職業安定課担当者との協議して決定すること。

8 テキスト

セミナーで使用するテキストは、必要な内容を全て盛り込み、基本コースと演習コースとで学習する内容が重複しないよう差別化を図ったうえで別冊に作成し、セミナー受講の際に受講者全員に配付すること。

なお、テキストには、両コースとも次の内容を記載すること。

(1) 安定所等関係機関の紹介

(2) その他参考となる資料等

また、上記内容を具備したものであれば、既存のテキストを使用しても差し支えないが、

いずれの場合にあっても、受講者がわかりやすいものとなるよう図、グラフ、イラスト等に工夫を凝らしたものとし、事前に職業安定課に提出のうえ承認を得ること。

なお、承認を受けないテキストの使用は認めない。

## 9 その他

(1) 受託者は、セミナー当日の受付、会場整備に係る事務、求職者の再就職支援に係る講演・内容の選定及びテキスト等の作成に係る業務を実施すること。

(2) 受託者は、安定所において周知案内できる開催日と開催場所を取りまとめた日程一覧（全安定所の2～3か月分を一括表示した一覧表）を職業安定課と全安定所に送付すること。

なお、日程については、遅くともセミナー開催日の30日前までに決定するものとする。

(3) 受託者は、基本コース及び演習コースのセミナー受講希望者から参加申込書を受取り、これにより当該セミナー参加申込者名簿（以下「参加者名簿」という。）を作成すること（電話による受付も可とする。）。

(4) 受託者は、セミナー当日の運営（受付、進行等）の全てについて主体的に事務処理一切を行うこと。

また、開催当日には、会場の入り口に受付を設置し、セミナー会場であるとの張り紙等を表示することにより、受講者に対する会場誘導等を円滑に行い、終了後は後片付けを行うこと。なお、受付においては、受給資格者氏名、利用安定所を確認することとし、必要以外の事項は聴取しないこと。

(5) 受託者は、セミナー当日、受講者に対して、雇用保険受給資格者証に受講済みの表示又は受講証明等を交付する。

また、受講者の出欠状況を明示した安定所別受講者名簿及び当日の質問事項と講師の受け答え（Q & A）（ただし、雇用保険の受給等に関する質問等については、安定所に問い合わせるよう説明を行うこととし、受託者において、指示、回答等を行わないこと。）に関する報告（後日対応を行うこととした場合には、後日の対応状況も含む）を、職業安定課又は安定所担当者に提出し、検収を受けること。

なお、受講者名簿については、群馬労働局との連絡調整等に使用を限定し、それ以外の目的での使用を禁止する。そのうえで、開催日の翌月末までに情報を全て廃棄（紙等に印刷したものについては細断、電磁的記録については消去）すること。

(6) 受託者は、別途に示すアンケートを受講者に記入させ、セミナー終了時に回収し、安定所担当者に提出すること。

なお、アンケート用紙の回収にあたっては、回収箱等に提出を求める等、受講者毎のアンケート内容が特定されない手法で実施すること。

(7) 受託者は、各会場で実施したセミナーの受講者数等の実施状況について、各月毎に翌月10日（事業最終月は、最終月の末日）までに別紙により職業安定課担当者に報告すること。また、職業安定課担当者は報告を受取りの際に、その後のセミナーの実施に対して、改善等を指示する場合がありますので、誠実に対応すること。

(8) セミナー実施の検収を行うため、以下の資料を作成し、すべてのセミナー終了後、群馬労働局総務部総務課（以下「総務課」という。）あて提出すること。

ア 会場を借用したことがわかる資料

イ セミナーが適正に実施されたことがわかる講師の署名又は押印がなされた資料

## 10 書類等の提出

- (1) 競争参加資格を有する受託事業者であるか否かを確認するため、受託希望者は、競争参加資格確認書類一式（資格審査結果通知書（全省庁統一資格）写し等）を事前に総務課あてに各一部提出すること。

なお、講師やその派遣体制等セミナーの実施計画に関する確認書類については、以下のとおりであること。

ア 会社概要（就職支援事業に係る実績を含む）・・・1部

イ セミナーの内容及び時間割等が明確に記載された計画書（案）（セミナー運営手順を示したスタッフ用マニュアル等を含む）・・・2部

ウ セミナーの主となる講師、その他講師を行うことが確定している者のプロフィール及び講師、補助員一覧・・・2部

エ 実施施設名及び施設概要（会場見取り図等を含む）・・・2部

オ テキスト（案）（作成途中の場合は、その内容が確認できるもの）・・・2部

カ 個人情報の取扱いに係るセキュリティー規定・・・2部

- (2) 提出期限

令和3年3月15日（月）17時00分

- (3) 総務課は上記提出書類に基づき競争参加資格を有するか確認した者のみを入札に参加させることができる。

- (4) セミナーの事前打合せ

受託者は、開札後、セミナーが開催されるまでの期間に、指定会場等において、上記(1)の書類等に基づく職業安定課及び安定所担当者との事前打合せを行うこと。その場合には、本事業の担当者、講師及び補助員等を出席させることとし、改善点等の指示があった場合は、職業安定課担当者と協議したうえで、必要な改善を確実にすること。

- (5) 受託者は、本事業の実施内容について、事前に職業安定課担当者と協議し、決定すること。なお、セミナー実施日時及び会場の変更については、受講対象者に周知後は原則不可とする。ただし、やむを得ない事由により実施日時及び会場を変更する場合は、当該変更の対象となるセミナー実施日の3週間前までに職業安定課担当者に報告し、承認を得なければならない。

## 11 留意事項

- (1) 守秘義務

受託者は、契約の履行に当たり、業務上知り得た情報については、他人に漏らしたり、他に利用するための情報として提供したりしないこと。

- (2) 個人情報保護

受託者は、業務を行うために個人情報を取り扱う場合には、別途定める「令和3年度就職支援セミナー事業委託要綱」の個人情報の取扱い規定を遵守し、個人情報に係る苦情及び法令違反と認められる事例が発生した場合、又は発生するおそれがあることを知った場合は、速やかに職業安定課に報告するとともに、その指示に基づき、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を講ずること。

- (3) 販売・宣伝の禁止

受託者は、セミナー会場等において、受託者の利益となりうる商品等の販売、宣伝及びこれに類する行為を行ってはならない。

(4) プライバシーの侵害、業務妨害等の禁止

講義等において、受講者のプライバシーの侵害とみなされる行為及び労働局の業務の妨害とみなされる行為を行ってはならない。

(5) 公正な採用選考に対する配慮

セミナー実施中に、基本的人権を尊重した公正採用選考の考え方に反する指導等を行ったことが確認された場合は、ただちに本セミナーは中止とする。また、その場合、違反行為部分に関しては、委託費の支払いを行わない。

(6) 緊急時の対応

セミナー開催中において事故、急病等の緊急事態が発生した場合には、受託者の責任のもと、救急車の手配等適切な措置を講じるとともに、速やかに安定所の担当者へ連絡すること。

(7) 再委託

ア 委託業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託を行ってはならない。

イ 事業実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、受託者は、原則としてあらかじめ再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法（以下「再委託先等」という。）について書面により申し出た上で、労働局の承認を得なければならない。ただし、事業の一部の再委託に当たっては、原則として、以下のことを行ってはならないこと。

(ア) セミナーの内容の構成やテキスト作成、セミナー講師等、本事業の主体的な部分について、一括して再委託すること。

(イ) 委託費の金額に対する再委託に要した経費の割合が50%を超えること。

(ウ) 委託業務の全体のセミナー実施回数に対する再委託先の講師による実施回数の割合が50%を超えること。

ウ 委託契約締結後にやむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先等を明らかにした上で労働局の承認を得るものとする。ただし、当該再委託が50万円未満の場合はこの限りではない。

エ 上記イ又はウにより再委託を行う場合には、受託者は再委託先から必要な報告を徴収することとする。

オ 上記の守秘義務、個人情報保護、販売・宣伝の禁止、プライバシーの侵害、業務妨害等の禁止、公正な採用選考に対する配慮、緊急時の対応等について再委託先は受託者と同様の義務を負うものとする。

(8) 適正な履行確保

求職活動を行う上で必要とされる知識の習得及び就職意欲の喚起を重視しつつ、仕様書の内容に沿ったセミナーを適切に実施すること。また、本事業の適正な遂行を確認するため、必要に応じて実施するセミナーに職業安定課及び安定所担当者が適宜陪席する場合があること。その際、セミナーにおいて受講者に配布する教材・資料等を当該職員に提出すること。

なお、本事業において、受講者から10件以上の苦情等（労働局からの改善指導につながったもの）があった場合は、事業が適正に実施されなかったものと判断し、次期以降の事業において、受託させないことがあること。



(9) 定例会議

受託事業者は、事業の進捗状況等を報告するため、労働局の担当職員との打ち合わせを定期的に行い、労働局と連携を図り、より効果的なセミナーを実施するように努めること。

12 その他

本仕様書に定めのないものは、総務課及び職業安定課と協議する。